

## わが国の会計専門職業の国際的信頼性を揺るがす事態にかかる重大懸念

### - 税理士法第 3 条改正要求の誤解を正す -

平成 25 年 11 月 2 日

日本監査研究学会理事会

わが国の証券市場のインフラを成す会計専門職業の資格に関して、昨年来、一部の学者や職業団体から税理士登録に制限を設けるべきであるとし、税理士法第 3 条を改正することを求める意見が公にされている。

こうした考えは、単に、税理士登録の問題にとどまらず、わが国の会計専門職業全般に対しての国際的な信頼性を著しく失墜させることになるものであり、下記の理由によりここに重大な懸念を表明するものである。

#### 1. 公認会計士は名実ともに税務の専門家であること

税理士法第 3 条を改正して公認会計士が税理士に登録することを制限するべきであるとする根拠は、公認会計士には税務の知識が乏しいこと、あるいは税務申告の経験がないこととされている。

しかしながら、公認会計士は、その資格試験において税法科目が課せられていることに加えて、試験合格後の実務補習、さらには資格登録後の継続教育を通して、最新の税務知識の修得がなされている。また、税理士資格と公認会計士資格が併存している諸国においても公認会計士資格で税務業務が可能とされている。

もし登録制限を行うこととなれば、「日本の公認会計士は税務にかかる知識がない」と国際的にも誤認されることになり、わが国公認会計士の国際的な信用を失うばかりか、証券市場ならびに国家資格自体の信頼性をも失墜させる事態を招くことが予想される。

#### 2. 税理士資格制度の根本問題の検討が先決であること

税理士法第 3 条改正を主張する職業団体が資格制度に問題があると指摘するのであれば、税理士資格の付与制度の根本問題を検討することが先決である。

周知の通り税理士資格の取得は、国家試験としての税理士試験合格に加えて、国税庁職員として一定年数を経験した者に一定の研修後に無試験で資格を付与している。そのことにかかる検討もせずに税理士法第 3 条を改正する要求に対して、社会的公正性の観点からも重大な問題を抱えていると言わざるを得ない。

以上、日本監査研究学会理事会は、税理士法第 3 条の改正要求に対して強い懸念を表明する。